

証券コード 2340

2018年6月11日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町二丁目4番地
株式会社 極楽湯ホールディングス
代表取締役社長グループCEO 新 川 隆 丈

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2018年6月26日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださるか、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2018年6月26日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【株主総会のお土産について】

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2018年6月27日（水曜日）午前10時
（受付：午前9時、開場：午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区隼町1番1号
グランドアーク半蔵門 3階 光の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項 1 第39期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2 第39期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

第2号議案 剰余金の処分の件

第3号議案 取締役7名選任の件

第4号議案 取締役、監査役、執行役員、子会社取締役及び子会社従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面が提出された場合において、各議案についての賛否の表示がないときは、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト : <https://www.gokurakuyu-holdings.co.jp/>



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
本招集通知をご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/2340/>



インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2018年6月26日（火曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用できない場合があります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く)

事 業 報 告

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀による継続的な経済対策や金融政策の効果から企業収益や雇用情勢の改善をはじめとした景気回復基調で推移しました。一方でアメリカの政策動向や北朝鮮情勢など海外における地政学的リスクの拡大や、欧米の政策動向による海外経済の不確実性による影響など、景気の先行きについては不透明な状況が続いております。

温浴業界につきましては、個人消費の持ち直しを背景に「安・近・短」の手軽なレジャーとしてのニーズが引き続き底堅く推移する一方、天候不順による野菜等の価格高騰や物流費の上昇などに伴う原価コストの上昇、人件費及び採用コストの上昇に加え、ニーズの多様化や温浴を含むレジャー施設との競合などにより、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは、日本において2018年6月オープン予定の「RAKU SPA GARDEN 名古屋」(愛知県)の出店に向けて取り組むと共に既存店の経年劣化に伴う修繕に取り組みました。中国においては、お客様満足度や収益力の向上を目的として「極楽湯 碧雲温泉館」(上海市)と「極楽湯 金銀潭温泉館」(湖北省武漢市)にて宿泊用個室フロアを中心に改装を進めると共に、青島・上海など中国各地で直営店やフランチャイズ店の開業準備に取り組みました。その結果、2017年11月に海外初のフランチャイズ店「極楽湯 青島紅樹林館」(山東省青島市)、2017年12月に海外フランチャイズ2号店「極楽湯 川沙温泉館」(上海市)、2018年2月に海外直営4号店「極楽湯 嘉定温泉館」(上海市)をオープンいたしました。

引き続き、お客様のニーズの変化をいち早く感じとり、迅速に対応できる企業として総合力を強く意識したうえで、より一層の安心・安全そして高品質なサービスを国内外で提供すべく取り組んでまいります。

以上の結果、連結売上高13,961百万円(前期比1.5%増)、営業利益486百万円(前期比25.9%減)、経常利益473百万円(前期比32.7%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益251百万円(前期比12.5%減)となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりです。

① 日本

当セグメントにおきましては、売上高10,939百万円（前期比0.4%減）、セグメント利益（営業利益）617百万円（前期比9.9%減）となりました。日本の業績は、ご家族が集まるお盆や年末年始等の休暇の状況に加え、台風・ゲリラ豪雨・猛暑・大雪等の季節的要因によって変動する傾向があります。当期の売上高につきましては、前期にリニューアルした「RAKU SPA Cafe 浜松」が当連結会計年度を通して売上貢献したこと、他企業とのコラボレーションによるイベント風呂やSNSの発信強化、肉フェアなど高価格のメニューを導入したことで飲食に誘導するなどの施策を行った結果、外部顧客への売上高においては10,893百万円となり、前年同期（10,835百万円）に比べて微増となりました。

一方、利益面においては、原油価格上昇に伴う水道光熱費（ガス料金や電気料金）の上昇やスタッフの最低賃金上昇に伴う人件費や採用コストの上昇に加え、諸経費全般が増加したこと等により、前年同期に比べセグメント利益（営業利益）は減少いたしました。

② 中国

当セグメントにおきましては、売上高3,067百万円（前期比5.0%増）、セグメント損失（営業損失）16百万円（前期セグメント利益216百万円）となりました。

中国の業績は、日本と同様に季節的要因によって変動しますが、日本に比べてより顕著に気温や天候の変化によって変動する傾向があります。当期の売上高及びセグメント利益（営業利益）につきましては、フランチャイズ店が加盟及び開業したことによる収益計上により、元ベースで売上高が3.6%増加しました。他方、業容拡大に伴い従業員を増員したことに加え、お客様のニーズの変化を捉えて上海と武漢の2店舗で宿泊対応の個室フロアに改装する等の大規模な工事を実施したことで休店期間が生じ来客数等に影響が出た結果、セグメント損失（営業損失）は16百万円となりました。

（次期の見通し）

今後の見通しにつきましては、景気の先行き不透明感や人材不足、原材料価格及び人件費の高騰と引き続き苦しい状況が続くと思われれます。このような状況の中、当社グループは、日本では「RAKU SPA GARDEN 名古屋」（2018年6月オープン予定）の出店及び既存店の改装等の実施や新規事業の検討、中国では直営店とフランチャイズ店の新規出店契約に向けた取り組み、加えて開業準備及び管理職層の人材育成等に取り組んでまいります。

次期業績につきましては、連結売上高16,760百万円（前期比20.0%増）、営業

利益900百万円（前期比85.0%増）、経常利益800百万円（前期比69.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益については400百万円（前期比59.0%増）となる見通しです。

なお、連結子会社のうち決算日が12月31日である海外子会社については連結決算日である3月31日に仮決算を行い連結する方法に変更を予定しております。これにより当該子会社については2018年1月1日から2019年3月31日の15ヶ月間を連結対象期間としており、対前期増減率については単純比較を記載していません。

(2) 企業集団の対処すべき課題

① 出店戦略の再構築

日本においては、60店舗体制の確立に向けて今後も直営店出店に重点をおいた店舗開発に取り組んでまいります。併せて、出店場所の確保のための出店候補地に関する情報収集強化や、投資効率の更なる向上を図るための出店条件精査にも一層注力してまいります。

中国においては、中国4号店（上海市）に続く直営店の出店に向けて準備を進めて行くと共に、「極楽湯ブランド」の確立とスピーディーな浸透を図るべく海外企業との連携の強化やフランチャイズ事業を含めた様々な事業展開に取り組んでまいります。

また、国内外の既存店につきましても、収益向上を目的とした改装など様々な見直しを積極的に検討し、実施してまいります。

② 人材の確保・育成

日本においては、60店舗体制の確立及び直営店に重点を置いた出店戦略を推進していくに当たり、店舗数及び業容の拡大に対応できる人材の確保及び育成が重要であると考えております。また、中国においては、“安心・安全”や“心からのおもてなし”など当社グループの根幹となる考え方やサービスへの理解をより一層深め、適正な店舗運営を行っていくためにも、日中相互の人材交流に加え、採用強化による適切な人材の確保及び徹底した指導・育成に取り組んでまいります。

③ 衛生管理及び設備の維持管理

当社グループは、衛生管理の徹底を最重要事項として取り組んでおります。お客様に快適かつ安心してご利用いただけるよう、営業中の定期的な水質検査や浴場配管設備の清掃を徹底しております。また、施設の経年劣化に伴って設

備の維持管理が重要となりますので、今まで以上に店舗設備のメンテナンスにも注力し、安心かつ安全で清潔な施設運営に努めてまいります。

④ 新形態・新業態の開発

当社グループがこれまでに蓄積してまいりました温浴施設を核とした店舗開発・運営に関するノウハウを活かし、様々な業態とのコラボレーションや従来の郊外型施設とは異なる“都市型温浴施設”など、これまでの形態や立地にとられ過ぎることなく、より魅力的な付加価値の高い施設に加え、新業態の開発を国内外で展開することに積極的に取り組んでまいります。

⑤ 子会社の管理・統括

当社が日本の温浴事業を承継するために設立した「株式会社極楽湯」に加え、中国での事業展開を統括するために香港に設立し、その過半数を当社が保有している「Gokurakuyu China Holdings Limited (中国語名：極楽湯中国控股有限公司)」等の子会社について、適正かつ健全な経営が行われるよう積極的にサポートすると共に統括してまいります。

今後も当社グループのブランド力の向上及び業績への貢献を図るために、日本と中国における事業展開を円滑に推進できるよう努めてまいります。

(3) 内部管理体制の整備

取締役会において経営基本方針及び業務上の重要事項を協議、決定すると共に、効率的に経営を執行するため、子会社を含めた執行役員会や部長会等の重要な会議体における、相互の連携及び牽制により、コンプライアンスをはじめリスク情報の共有とコーポレート・ガバナンス施策実施の推進並びに意思統一を図っております。また、内部統制機能の整備を含む社内規程の整備につきましては、必要規程を策定しておりますが、関係法令の改正等がある場合は、これに適宜対応してまいります。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は2,360,631千円で、その主なものは次のとおりであります。

区分	内容	金額
建物等	子会社 極楽湯（上海）沐浴股份有限公司 「碧雲温泉館」の改装工事等	212,698千円
建物等	子会社 極楽湯（武漢）沐浴有限公司 「金銀潭温泉館」の改装工事等	280,184千円
建物等	子会社 極楽湯（上海）酒店管理有限公司 「嘉定温泉館」の設計・建設等	695,789千円
建物等	子会社 株式会社極楽湯 「RAKU SPA GARDEN 名古屋」の設計・建設等	717,840千円

(5) 資金調達の状況

当社は、「RAKU SPA GARDEN 名古屋」の出店費用に充当するため、2017年8月4日に第三者割当により2,410,000株の新株式を発行し、1,901百万円の資金調達を行いました。

また、当社グループの運転資金及び新規出店に伴う設備資金として、当連結会計年度中に、株式会社三井住友銀行をアレンジャー、株式会社みずほ銀行をコ・アレンジャーとするコミット型シンジケートローン2,300百万円を含む、2,670百万円の資金調達を実施いたしました。

(6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

(注) 2018年4月1日付で当社の100%子会社 株式会社極楽湯に日本の店舗運営・管理事業を承継させる吸収分割を実施しております。

(7) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

(9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

(10) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第36期 2015年3月期	第37期 2016年3月期	第38期 2017年3月期	第39期 2018年3月期
売 上 高	12,051,425	14,129,656	13,758,212	13,961,547
経 常 利 益	204,351	345,712	703,195	473,104
親会社株主に帰属 する当期純利益	111,184	312,859	287,560	251,536
1株当たり当期純利益	9.15円	24.19円	21.16円	15.65円
総 資 産	16,385,627	18,833,540	19,171,393	22,266,782
純 資 産	6,020,496	6,863,183	7,143,863	9,644,621

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第36期 2015年3月期	第37期 2016年3月期	第38期 2017年3月期	第39期 2018年3月期
売 上 高	10,558,228	10,983,792	8,245,528	750,194
経 常 利 益	12,441	206,844	483,999	220,389
当 期 純 利 益	13,543	226,730	292,671	135,037
1株当たり当期純利益	1.11円	17.53円	21.54円	8.40円
総 資 産	14,353,722	15,884,118	13,739,873	16,463,871
純 資 産	4,488,856	4,783,812	5,309,017	7,546,315

(注) 第37期並びに第38期における損益変動の主な理由は、2017年1月1日付で当社が会社分割を実施し、持株会社制へ移行したためであります。

(11) 重要な子会社の状況 (2018年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社極楽湯	40,000千円	100.0%	温浴事業
極楽湯中国控股有限公司	2,881,364千円	51.0%	温浴事業
極楽湯(上海)沐浴股份有限公司	1,820,971千円	48.5% (48.5%)	温浴事業
極楽湯(上海)沐浴管理有限公司	850,000千円	48.5% (48.5%)	温浴事業
極楽湯(武漢)沐浴有限公司	850,000千円	51.0% (51.0%)	温浴事業
極楽湯(上海)建築方案諮詢有限公司	7,899千円	48.5% (48.5%)	建築設計事業
極楽湯(上海)酒店管理有限公司	407,923千円	38.8% (38.8%)	温浴旅館事業
極楽湯(蘇州)酒店管理有限公司	32,037千円	48.5% (48.5%)	温浴事業

- (注) 1 当社の連結対象子会社は上記8社でございます。
 2 「議決権比率」欄の()内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。
 3 当事業年度末において特定完全子会社はございません。

(12) 企業集団の主要な事業セグメント

当社は、温浴施設「極楽湯」「RAKU SPA」を直営店舗及びフランチャイズチェーンにて全国展開しております。フランチャイジー(加盟企業)に対しては、店舗の設計・デザイン指導及び経営ノウハウを提供しております。

また、中国をはじめとする海外への展開にも取り組んでおります。

(13) 企業集団の主要拠点等

当社本社 東京都千代田区

店舗 日本

直営店 24店舗 (宇都宮、彦根、幸手、柏、茨木、堺泉北、和光、金沢野々市、横浜芹が谷、豊橋、青森、多摩センター、福井、津、宮崎、三島、千葉稲毛、吹田、上尾、奈良、水戸、RAKU SPA 鶴見、RAKU SPA Cafe 浜松、麴町ばらく)

FC店 15店舗

中国

直営店 4店舗 (碧雲温泉館、金沙江温泉館、金銀潭温泉館、嘉定温泉館)

FC店 2店舗

子会社

日本 株式会社極楽湯 東京都千代田区
中国 極楽湯中国控股有限公司 中国香港
極楽湯（上海）沐浴股份有限公司 中国上海市
極楽湯（上海）沐浴管理有限公司 中国上海市
極楽湯（武漢）沐浴有限公司 中国湖北省武漢市
極楽湯（上海）建築方案諮詢有限公司 中国上海市
極楽湯（上海）酒店管理有限公司 中国上海市
極楽湯（蘇州）酒店管理有限公司 中国江蘇省蘇州市

(14) 企業集団の使用人の状況

① 企業集団の使用人数

使用人数	前期末比増減
579名	△170名

(注) 使用人数が前期末に比較して減少した主な理由は中国店舗における飲食部門の一部業務を外部委託へ変更したことによるものであります。

② 当社の使用人数

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
149名	+12名	35.0歳	7.0年

(15) 主要な借入先

(単位：千円)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,174,000
株式会社みずほ銀行	2,070,000
株式会社りそな銀行	548,040
株式会社商工組合中央金庫	359,600
株式会社京葉銀行	308,600
株式会社名古屋銀行	300,000

(注) 上記の借入額は社債を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 54,600,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 18,207,500株 |
| (3) 株主数 | 30,560名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション	3,320,000株	19.2%
新川隆丈	756,700株	4.3%
金之泉酒店投資管理有限公司	600,000株	3.4%
アサヒビール株式会社	500,000株	2.8%
呉錦平	350,000株	2.0%
株式会社久世	300,000株	1.7%
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	263,484株	1.5%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	238,146株	1.3%
日本生命保険相互会社	230,000株	1.3%
須田忠雄	212,600株	1.2%

- (注) 1 持株比率は、自己株式（917,675株）を控除して計算しております。
- 2 2017年8月4日付で①ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション、②金之泉酒店投資管理有限公司、③呉錦平、④株式会社久世を引受先とする第三者割当増資を実施しました。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役、その他の役員の保有する新株予約権の状況

- ・新株予約権の数

6,584個

- ・目的となる株式の種類及び数

普通株式 658,400株（新株予約権1個につき100株）

	回次	1株 当たりの 払込金額	行使期間	個数	目的となる 株式の種類 及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第14回	228円	2014年7月1日 ～2018年6月30日	960個	普通株式 96,000株	1名
	第16回	430円	2016年7月1日 ～2020年6月30日	90個	普通株式 9,000株	1名
	第17回	551円	2017年7月1日 ～2021年6月30日	500個	普通株式 50,000株	1名
	第19回	823円	2019年7月1日 ～2023年6月30日	1,250個	普通株式 125,000株	4名
	2013年度 株式報酬型	1円	2013年7月13日 ～2033年7月12日	362個	普通株式 36,200株	2名
	2014年度 株式報酬型	1円	2014年7月12日 ～2034年7月11日	264個	普通株式 26,400株	2名
	2015年度 株式報酬型	1円	2015年7月11日 ～2035年7月10日	213個	普通株式 21,300株	2名
	2016年度 株式報酬型	1円	2016年7月15日 ～2036年7月14日	725個	普通株式 72,500株	3名
	2017年度 株式報酬型	1円	2018年4月1日 ～2038年3月31日	775個	普通株式 77,500株	3名
社外取締役	第16回	430円	2016年7月1日 ～2020年6月30日	75個	普通株式 7,500株	1名
	第17回	551円	2017年7月1日 ～2021年6月30日	75個	普通株式 7,500株	1名
	第18回	544円	2018年7月1日 ～2022年6月30日	150個	普通株式 15,000株	2名
	第19回	823円	2019年7月1日 ～2023年6月30日	100個	普通株式 10,000株	2名

	回次	1株 当たりの 払込金額	行使期間	個数	目的となる 株式の種類 及び数	保有者数
監査役	第14回	228円	2014年7月1日 ～2018年6月30日	175個	普通株式 17,500株	2名
	第15回	311円	2015年7月1日 ～2019年6月30日	175個	普通株式 17,500株	2名
	第16回	430円	2016年7月1日 ～2020年6月30日	175個	普通株式 17,500株	2名
	第17回	551円	2017年7月1日 ～2021年6月30日	175個	普通株式 17,500株	2名
	第18回	544円	2018年7月1日 ～2022年6月30日	175個	普通株式 17,500株	2名
	第19回	823円	2019年7月1日 ～2023年6月30日	170個	普通株式 17,000株	3名

(注) 取締役につきましては、従業員時の付与分を含んでおります。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

	第19回	第20回	2017年度 株式報酬型
付与対象者の区分及び数	当社取締役、監査役、 執行役員及び従業員 並びに当社会社取締役 79名	当社会社取締役 2名	当社取締役 3名
発行した新株予約権の数	4,530個	250個	775個
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	普通株式453,000株 (新株予約権1個 につき100株)	普通株式25,000株 (新株予約権1個 につき100株)	普通株式77,500株 (新株予約権1個 につき100株)
付与日	2017年6月28日	2018年3月16日	2018年3月31日
1株当たりの払込金額	823円	703円	1円
新株予約権の行使期間	2019年7月1日 ～2023年6月30日	2019年7月1日 ～2023年6月30日	2018年4月1日 ～2038年3月31日

	回次	新株予約権の数	交付者数
当社執行役員及び従業員 (当社役員を除く)	第19回	2,560個	67名
当社会社取締役	第19回	450個	3名
当社会社取締役	第20回	250個	2名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長グループCEO	新 川 隆 丈	株式会社極楽湯 取締役会長 極楽湯中国控股有限公司 董事長 極楽湯（上海）沐浴股份有限公司 董事会長 極楽湯（上海）沐浴管理有限公司 董事長 極楽湯（武漢）沐浴有限公司 董事長
取 締 役	羽 塚 聡	新業態・営業企画担当（CBO）
取 締 役	鈴 木 正 守	経営企画担当（CFO）
取 締 役	姜 豊 年	ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション 董事長
取 締 役	角 替 隆 志	麹町税理士法人 代表社員
取 締 役	赤 地 文 夫	株式会社ハイデイ日高 社外取締役
常 勤 監 査 役	山 田 貞 一	
監 査 役	高 倉 隆	監査法人MMPGエーマック 代表社員
監 査 役	小 林 明 夫	小林明夫税理士事務所 代表

- (注) 1 取締役姜豊年氏及び監査役小林明夫氏は、2017年6月28日開催の第38期定時株主総会において新たに選任され就任しております。
- 2 監査役細木正彦氏は、2017年6月28日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
- 3 取締役高野透氏及び松本俊二氏は、2017年6月28日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
- 4 取締役角替隆志氏及び赤地文夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 5 監査役高倉隆氏及び小林明夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 6 監査役高倉隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 7 監査役高倉隆氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- 8 監査役小林明夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 9 2018年4月1日付けで、次のとおり取締役の担当変更がありました。

地 位	氏 名	変 更 後 の 担 当
代表取締役社長グループCEO	新 川 隆 丈	株式会社極楽湯 取締役 極楽湯中国控股有限公司 董事長 極楽湯（上海）沐浴股份有限公司 董事長 極楽湯（上海）沐浴管理有限公司 董事長 極楽湯（武漢）沐浴有限公司 董事長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第31条第2項に基づき、社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

当社は、定款第41条第2項に基づき、社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報 酬 等 の 額
取締役	8名	126,290千円（うち社外 2名 4,328千円）
監査役	4名	11,239千円（うち社外 3名 4,220千円）

- (注) 1 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
2 上記の取締役の支給人数には2017年6月28日開催の当社第38期定時株主総会終結の時をもって退任した2名を含んでおります。
3 上記の監査役の支給人数には2017年6月28日開催の当社第38期定時株主総会終結の時をもって辞任した1名を含んでおります。
4 2006年6月29日開催の第27期定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額300百万円であり、これには使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。また、2013年6月27日開催の第34期定時株主総会の決議による取締役（社外取締役を除く）に付与する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬限度額は、年額300百万円であります。
5 2001年6月28日開催の第22期定時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額50百万円であります。
6 2006年6月29日開催の第27期定時株主総会の決議による取締役及び監査役に対するストック・オプション（新株予約権）としての報酬等の限度額は、取締役については年額200百万円、監査役については年額50百万円であります。
7 上記の額は当期中に費用処理した株式報酬費用（ストック・オプション、取締役8名に対し18,650千円、監査役4名に対し1,139千円）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

他の法人等の業務執行等に関する事項

当社での地位	氏名	他の法人等の業務執行、社外役員等の兼職状況	当社での主な活動状況
取締役	角 替 隆 志	麴町税理士法人 代表社員	当事業年度開催の取締役会に全17回中16回出席し、税理士としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。
取締役	赤 地 文 夫	株式会社ハイデイ日高 社外取締役	当事業年度開催の取締役会に全17回中17回出席し、経営者的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。
監査役	高 倉 隆	監査法人MMPGエーマック 代表社員	当事業年度開催の取締役会に全17回中16回、監査役会に全12回中11回出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。
監査役	小 林 明 夫	小林明夫税理士事務所 代表	社外監査役就任後当事業年度開催の取締役会に全14回中14回、監査役会に全10回中10回出席し、税理士としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1 取締役角替隆志氏は麴町税理士法人の代表社員を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はありません。
- 2 取締役赤地文夫氏は株式会社ハイデイ日高の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はありません。
- 3 監査役高倉隆氏は監査法人MMPGエーマックの代表社員を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はありません。
- 4 監査役小林明夫氏は小林明夫税理士事務所の代表を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

23,250千円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

23,250千円

(注) 1 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員の配置などの内容及び報酬の見積りの算出根拠について説明を受け、前事業年度の監査実績等の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性を精査の上、当事業年度の会計監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額について同意いたしました。

2 上記報酬等の額は、会社法上の監査に対する報酬の額及び金融商品取引法上の監査に対する報酬の額等の合計額であります。

3 当社の中国子会社につきましては、NAC SX & CO., Certified Public Accountants、尤尼泰振青会計師事務所有限公司の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由のいずれかに該当すると判断した場合、監査役全員の同意によって会計監査人を解任するものとします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、経営理念に基づく基本方針を定め、すべての役員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めます。

当社取締役会には顧問弁護士が出席し、意思決定に至る過程における法令定款違反行為を未然に防止します。

また、日本ではコンプライアンス室を設置し、法令遵守の推進にあたります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録について、各会議体の事務局が議事録を作成し、定められた保存年限に基づき保存及び管理します。

また、社長決裁を要する稟議書についても、同様に保存及び管理します。

③ 損失の危機管理に関する規程その他の体制

当社グループは、定期的に開催する各種会議体においてリスク情報を共有すると共に、現在制定している規程・マニュアル等に基づき、各部門及び各店舗において企業危機への未然防止・迅速な対応・再発防止に取り組んでまいりましたが、今後も情報共有及び法令遵守を徹底し、必要に応じて速やかに規程・マニュアル等の整備を行います。

また、当社グループの事業の特性上、重要度の高いリスクである衛生管理については、より一層の意識及び知識の向上を図るべく講習会への出席や資格取得の推進を積極的に実施します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、3か月に1度の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行います。

また、当社取締役会の下には、執行役員会を設け、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うと共に、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社グループの業務の執行及び施策の実施等について審議・意思決定を行います。

決定された業務の執行状況は、取締役又は執行役員が取締役会・執行役員会等において適宜報告し、また監査役もこれを定期的に監査します。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

定期的に開催される取締役会・執行役員会及び部長会等各種会議体を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、法令遵守をはじめリスク情報の共有を図り、あらゆる業務が適正・妥当かつ合理的に行われているかを確認します。

また、日本ではコンプライアンス室を設置し、法令遵守の推進にあたります。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、子会社においても当社と同様の経営理念及び基本方針の周知徹底を図ると共に、適正な規則規程を整備し、適材な人員の配置と職務権限の設定を行い、業務上における法令遵守及び内部統制を考慮した経営管理を行います。

また、電子媒体を活用して経営情報等を共有し、業務に関する適正な指示・要請を効率的に行えるシステムを構築します。

⑦ 監査役の職務を補助する使用人について

現時点では、監査役の職務を補助する専任の使用人は設置していませんが、監査役会が求めた場合は、取締役会と監査役会で協議し、監査役スタッフを設置するなど実効性のある監査役監査体制の整備に努めます。

⑧ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

現時点では、監査役の職務を補助する使用人を設置していませんので、独立性に関する事項の定めは設けていませんが、それを設置することになった場合には、当該使用人の人事異動・人事評価・懲戒に関しては、監査役会の同意を得るなど、取締役からの独立性を確保するよう人事的配慮を行う体制とします。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会及び執行役員会に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。

取締役会・執行役員会をはじめとする各種会議体における議事録及び稟議書については、監査役に対して回覧する方法で報告を行います。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役社員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努めます。

また、当社グループの取締役や執行役員とのより積極的な意見交換を行い、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について)

当社グループは、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

① 取締役の職務執行について

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において3か月に1度の定例取締役会及び臨時取締役会を合計17回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、部門長以上で構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う会議も子会社を含め随時行っており、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

② 監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を12回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及びその他重要な会議への出席や取締役、会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

③ グループ管理体制

3か月に1度開催される当社定例取締役会で日本事業及び中国事業の各子会社から直近の業績等の報告を受け、現況を把握できる体制になっております。また、当社グループの子会社における重要事項について、事前に当社グループ内の会議で説明することを義務付けており、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。

④ コンプライアンス・リスク管理体制

コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告したものが、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取り扱いを行わないよう徹底しております。

また、大規模災害等を想定した対策訓練、帰宅困難者のための物資の確保、火災時における消防関係との連携等、不測の事態にも備えております。

⑤ 反社会的勢力排除について

取引先様との契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むと共に、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して、当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。また、当社は、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに株主共同の利益が害されるということはなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

しかしながら、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等典型的に濫用目的をもって当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、当社株主の皆様に事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等が含まれていることも考えられます。

また、前記のような、株主共同の利益を害する態様による買付行為に当たらない場合であっても、ある程度の経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの決断を株主の皆様がするにあたっては、必要十分な情報の提供と一定の検討期間が与えられた上で熟慮に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるような態勢を確保することが、株主の皆様にとって必要であると考えております。

そのため、当社は、2016年12月16日の取締役会決議により、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株式等の大規模な買付行為に対する対応方針を更新しております。

当該対応方針としては、当社取締役会は、原則として当社株式の売買を市場における株主及び投資家の皆様の判断に委ねるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、また、当社株式等の大規模な買付行為が行われた場合に、株主の皆様が対応方法を検討するために十分な時間と情報を確保することができるよう合理的なルールを設定するものであり、株主共同の利益に資すると考えております。

(注) 本事業報告中の記載は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,982,319	流 動 負 債	5,398,432
現金及び預金	6,061,719	買掛金	464,674
売掛金	395,402	短期借入金	400,000
未収入金	10,496	1年内償還予定の社債	49,000
たな卸資産	67,139	1年内返済予定の長期借入金	1,698,480
繰延税金資産	51,746	未払金	949,983
その他	395,815	未払法人税等	120,329
固 定 資 産	15,100,229	前受金	1,227,771
有 形 固 定 資 産	12,862,678	賞与引当金	32,826
建物及び構築物	9,974,601	その他	455,366
工具、器具及び備品	706,211	固 定 負 債	7,223,728
土地	182,051	社債	80,500
建設仮勘定	1,999,814	長期借入金	6,342,270
無 形 固 定 資 産	212,855	退職給付に係る負債	107,614
その他	212,855	資産除去債務	470,891
投資その他の資産	2,024,696	その他	222,453
投資有価証券	31,485	負 債 合 計	12,622,161
長期貸付金	103,730	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	450,345	株 主 資 本	7,580,322
敷金及び保証金	957,837	資本金	3,621,302
その他	498,727	資本剰余金	3,582,543
貸倒引当金	△17,430	利益剰余金	732,614
繰 延 資 産	184,233	自己株式	△356,138
開業費	184,233	その他の包括利益累計額	126,263
		その他有価証券評価差額金	1,061
		為替換算調整勘定	125,202
		新株予約権	152,839
		非支配株主持分	1,785,195
		純 資 産 合 計	9,644,621
資 産 合 計	22,266,782	負 債・純 資 産 合 計	22,266,782

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		13,961,547
売 上 原 価		12,238,273
売 上 総 利 益		1,723,273
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,236,664
営 業 利 益		486,608
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16,068	
受 取 家 賃	18,566	
為 替 差 益	29,869	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	14,468	
協 賛 金 収 入	57,083	
そ の 他	65,999	202,055
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	88,238	
開 業 費 償 却	55,878	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	35,187	
そ の 他	36,256	215,559
経 常 利 益		473,104
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	592	592
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	39,105	39,105
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		434,591
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	243,814	
法 人 税 等 調 整 額	△40,625	203,188
当 期 純 利 益		231,402
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)		△20,134
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		251,536

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,553,950	2,514,730	566,336	△356,138	5,278,878
当期変動額					
新株の発行	1,067,352	1,067,352			2,134,704
剰余金の配当			△85,258		△85,258
親会社株主に帰属する当期純利益			251,536		251,536
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		461			461
当期変動額合計	1,067,352	1,067,813	166,278	—	2,301,444
当期末残高	3,621,302	3,582,543	732,614	△356,138	7,580,322

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△124	85,594	85,469	101,212	1,678,303	7,143,863
当期変動額						
新株の発行						2,134,704
剰余金の配当						△85,258
親会社株主に帰属する当期純利益						251,536
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,186	39,607	40,794	51,627	106,892	199,774
当期変動額合計	1,186	39,607	40,794	51,627	106,892	2,500,757
当期末残高	1,061	125,202	126,263	152,839	1,785,195	9,644,621

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	8社
連結子会社の名称	株式会社極楽湯 極楽湯中国控股有限公司 極楽湯（上海）沐浴股份有限公司 極楽湯（上海）沐浴管理有限公司 極楽湯（武漢）沐浴有限公司 極楽湯（上海）建築方案諮詢有限公司 極楽湯（上海）酒店管理有限公司 極楽湯（蘇州）酒店管理有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数	一社
-------------	----

3. 連結範囲の重要な変更

2017年11月に直営店の出店を目的として、極楽湯（上海）酒店管理有限公司及び極楽湯（蘇州）酒店管理有限公司を設立しました。

その結果、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、極楽湯中国控股有限公司、極楽湯（上海）沐浴股份有限公司、極楽湯（上海）沐浴管理有限公司、極楽湯（武漢）沐浴有限公司、極楽湯（上海）建築方案諮詢有限公司、極楽湯（上海）酒店管理有限公司及び極楽湯（蘇州）酒店管理有限公司の決算日は12月31日です。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

a 時価のあるもの

当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

a 商品

総平均法による原価法を採用しております。

（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

b 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりです。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 2年～34年 |
| 工具、器具及び備品 | 2年～19年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年～10年）に基づいております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
- a 一般債権
貸倒実績率法を採用しております。
- b 貸倒懸念債権及び破産更生債権
財務内容評価法を採用しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨により円換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- (6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① ヘッジ会計の方法
- a ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。
- b ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………金利スワップ取引
ヘッジ対象……………借入金利息
- c ヘッジ方針
当社規程に基づき、借入金に係る金利変動をヘッジしております。
- d ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。
- ② 繰延資産の処理方法
開業費
5年間で均等償却することとしております。
- ③ 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「シンジケートローン手数料」（前連結会計年度2,000千円）は、重要性が高まったため、当連結会計年度より独立掲記しております。

III. 連結貸借対照表に関する注記

- 有形固定資産の減価償却累計額 7,437,326千円
- たな卸資産の内容は次のとおりであります。

商品	38,097千円
貯蔵品	29,042千円
計	67,139千円
- 国庫補助金の交付を受け圧縮記帳している建物の額は、9,491千円であります。
- 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末日における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,200,000千円
借入実行残高	400,000千円
差引額	800,000千円

IV. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	18,207,500株
------	-------------
- 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月28日 定時株主総会	普通株式	85,258	6	2017年3月31日	2017年6月29日

- 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	103,738	6	2018年3月31日	2018年6月28日

- 当連結会計年度末日の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	1,407,500株
------	------------

VI. 金融商品に関する注記

- 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入に

より資金を調達しております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金(短期・長期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。また、エネルギー市場価格変動リスクに対して原油スワップ取引を実施して、一部の運転用品費の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	6,061,719	6,061,719	—
(2) 売掛金	395,402	395,402	—
(3) 投資有価証券	11,485	11,485	—
(4) 敷金及び保証金	957,837	828,749	△129,087
資産計	7,426,443	7,297,356	△129,087
(1) 買掛金	464,674	464,674	—
(2) 未払金	949,983	949,983	—
(3) 短期借入金	400,000	400,000	—
(4) 1年内償還予定の社債	49,000	49,109	109
(5) 1年内返済予定の長期借入金	1,698,480	1,701,192	2,712
(6) 社債	80,500	80,983	483
(7) 長期借入金	6,342,270	6,400,003	57,733
負債計	9,984,907	10,045,946	61,038

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

主に建物の賃借時に差入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、一般に公表されている長期プライムレート等で割り引いた現在価値を算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、及び(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 1年内償還予定の社債、及び(6) 社債

社債の時価は、市場価格がないため元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 1年内返済予定の長期借入金、及び(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

- 2 非上場株式（連結貸借対照表計上額20,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（3）投資有価証券」には含めておりません。

VII. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗設備の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から9年～30年と見積り、割引率は1.15%から1.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	464,509千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—千円
時の経過による調整額	6,381千円
その他増減額（△は減少）	—千円
期末残高	470,891千円

VIII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 445円73銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 15円65銭 |

IX. 重要な後発事象に関する注記

取締役、監査役、執行役員、子会社取締役及び子会社従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の付与について

当社は、2018年5月18日開催の取締役会において、2018年6月27日開催予定の第39期定時株主総会における承認を前提に、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、執行役員、子会社取締役及び子会社従業員に対して、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件とした議案を、以下のとおり付議することを決議いたしました。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること、また、適正な監査に対する意識を高めること等を目的として、当社取締役、監査役、執行役員、子会社取締役及び子会社従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

2. 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限5,000個（普通株式500,000株）

3. 新株予約権の払込金額

本新株予約権につき金銭の払込みを要しない。

独立監査人の監査報告書

2018年5月28日

株式会社極楽湯ホールディングス
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員 公認会計士 原 伸之[㊟]
業務執行社員

指定社員 公認会計士 谷田 修一[㊟]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社極楽湯ホールディングスの2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,775,071	流動負債	2,358,393
現金及び預金	3,152,367	短期借入金	400,000
売掛金	89,182	1年内償還予定の社債	49,000
関係会社貸付金	1,117,863	1年内返済予定の長期借入金	1,698,480
1年内償還予定の関係会社社債	1,080,980	未払法人税等	56,153
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,051,252	賞与引当金	32,826
その他	283,426	その他	121,933
固定資産	9,688,799	固定負債	6,559,162
有形固定資産	268,108	社債	80,500
土地	182,051	長期借入金	6,342,270
その他	86,057	退職給付引当金	107,614
無形固定資産	79,292	その他	28,778
その他	79,292	負債合計	8,917,556
投資その他の資産	9,341,398	純資産の部	
関係会社株式	2,879,028	株主資本	7,392,414
関係会社長期貸付金	3,708,410	資本金	3,621,302
関係会社社債	2,366,570	資本剰余金	3,590,821
その他	387,390	資本準備金	3,267,902
		その他資本剰余金	322,918
		利益剰余金	536,428
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	536,378
		別途積立金	32,907
		繰越利益剰余金	503,471
		自己株式	△356,138
		評価・換算差額等	1,061
		その他有価証券評価差額金	1,061
		新株予約権	152,839
		純資産合計	7,546,315
資産合計	16,463,871	負債・純資産合計	16,463,871

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		750,194
売 上 原 価		13,344
売 上 総 利 益		736,849
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		531,139
営 業 利 益		205,710
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	159,397	
そ の 他	8,406	167,803
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	88,399	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	35,187	
為 替 差 損	13,252	
そ の 他	16,284	153,124
経 常 利 益		220,389
特 別 利 益		
新 株 子 約 権 戻 入 益	592	592
税 引 前 当 期 純 利 益		220,982
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	89,691	
法 人 税 等 調 整 額	△3,746	85,944
当 期 純 利 益		135,037

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	2,553,950	2,200,550	322,918	2,523,468
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	1,067,352	1,067,352		1,067,352
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	1,067,352	1,067,352	—	1,067,352
当 期 末 残 高	3,621,302	3,267,902	322,918	3,590,821

(単位：千円)

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	50	32,907	453,692	486,649	△356,138	5,207,930
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						2,134,704
剰 余 金 の 配 当			△85,258	△85,258		△85,258
当 期 純 利 益			135,037	135,037		135,037
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	49,779	49,779	—	2,184,483
当 期 末 残 高	50	32,907	503,471	536,428	△356,138	7,392,414

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△124	△124	101,212	5,309,017
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				2,134,704
剰 余 金 の 配 当				△85,258
当 期 純 利 益				135,037
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,186	1,186	51,627	52,813
当 期 変 動 額 合 計	1,186	1,186	51,627	2,237,296
当 期 末 残 高	1,061	1,061	152,839	7,546,315

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

a 時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建	物	10年～15年
工具、器具及び備品		5年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年～7年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

① 一般債権

貸倒実績率法を採用しております。

② 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法を採用しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。

4. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ取引

ヘッジ対象……………借入金利息

③ ヘッジ方針

当社規程に基づき、借入金に係る金利変動をヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書関係

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「シンジケートローン手数料」(前事業年度2,000千円)は、重要性が高まったため、当事業年度より独立掲記しております。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 69,532千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)
金銭債権 168,024千円
金銭債務 2,536千円
3. 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務
金銭債権 101,875千円
金銭債務 18,660千円
4. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末日における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,200,000千円
借入実行残高	400,000千円
差引額	800,000千円

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営業取引による取引高	750,194千円
	営業取引以外の取引高	157,300千円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数

普通株式	917,675株
------	----------

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金損金算入限度超過額	10,051千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	38,665千円
株式報酬費用	30,607千円
現物出資差額	25,042千円
その他	4,513千円
計	108,881千円
評価性引当金	△25,042千円
繰延税金資産合計	83,838千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	一千円
繰延税金資産の純額	83,838千円

(注) 繰延税金資産の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産・繰延税金資産	14,784千円
固定資産・繰延税金資産	69,053千円

VII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(会社等)	ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション	(被所有) 直接 19.2	資本業務提携	第三者割当増資	919,880	—	—

(注) 当社が行った第三者割当増資を1株につき793円を引き受けたものであります。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円) (注)2	科目	期末残高(千円)
役員	新川 隆 丈	(被所有) 直接 4.4	当社代表取締役	資金の貸付(注)1 貸付金の回収 利息の受取	65,663 23,774 2,025	役員に対する 長期貸付金	101,875
役員	羽 塚 聡	(被所有) 直接 0.3	当社取締役	ストック・オプションの権利債	18,123	—	—
役員	高 野 透	(被所有) 直接 0.3	当社子会社取締役	ストック・オプションの権利債	15,263	—	—
役員	松 本 俊 二	(被所有) 直接 0.6	当社子会社取締役	ストック・オプションの権利債	21,116	—	—

(注) 1 役員に対する貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2 上記の取引金額には消費税等を含めておりません。

3. 子会社との取引

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円) (注)4	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社極楽湯	所有直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任 経営管理	経営指導等(注)1	704,231	売掛金	62,933
				経費の立替(注)3	164,947	未収入金	64,452
				資金の貸付(短期) (注)2(注)3	623,860	未払金	2,536
				資金の貸付(長期)(注)2	2,576,092	関係会社短期貸付金	1,117,863
				貸付金の回収	96,402	1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	363,880
				社債の回収	1,180,980	関係会社長期貸付金	2,115,810
						1年内償還予定の 関係会社社債	1,080,980
						関係会社社債	2,366,570
		債務被保証(注)5	8,570,250	—	—		
		利息の受取	94,569	未収利息	103		
子会社	極楽湯 中国控股有限公司	所有直接 51.0	役員の兼任	—	—	—	—
子会社	極楽湯 (上海)沐浴股份有限公司	所有間接 48.5	経営管理 役員の兼任	経営指導等(注)1	16,892	売掛金	10,050
				貸付金の回収	409,680	1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	81,122
				利息の受取	6,305	関係会社長期貸付金	324,489
						未収利息	6,228
子会社	極楽湯 (上海)沐浴管理有限公司	所有間接 48.5	経営管理 資金の貸付 役員の兼任	経営指導等(注)1	16,684	売掛金	9,842
				貸付金の回収	350,000	1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	287,500
				利息の受取	16,226	関係会社長期貸付金	225,000
						未収利息	2,611
子会社	極楽湯 (武漢)沐浴有限公司	所有間接 51.0	経営管理 資金の貸付 役員の兼任	経営指導等(注)1	10,776	売掛金	4,771
				貸付金の回収	318,750	1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	318,750
				利息の受取	35,865	関係会社長期貸付金	637,500
						未収利息	4,275
子会社	極楽湯 (上海)酒店管理有限公司	所有間接 38.8	経営管理 資金の貸付 役員の兼任	経営指導等(注)1	1,608	売掛金	1,583
				資金の貸付(注)2	415,920	関係会社長期貸付金	405,611
				利息の受取	4,302		
子会社	極楽湯 (蘇州)酒店管理有限公司	所有間接 51.0	役員の兼任	—	—	—	—

(注)1 経営指導等については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。

2 子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

3 経費の立替及び資金の貸付(短期)については、短期での反復取引であるため、取引金額は当事業年度における純増減額を記載しております。

4 上記の取引金額には消費税等を含めておりません。

5 当社の銀行借入について債務保証を受けております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 427円62銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 8円40銭 |

IX. 重要な後発事象に関する注記

1. 取締役、監査役、執行役員、子会社取締役及び子会社従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の付与について

当社は、2018年5月18日開催の取締役会において、2018年6月27日開催予定の第39期定時株主総会における承認を前提に、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、執行役員、子会社取締役及び子会社従業員に対して、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件とした議案を、以下のとおり付議することを決議いたしました。

- (1) 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること、また、適正な監査に対する意識を高めること等を目的として、当社取締役、監査役、執行役員、子会社取締役及び子会社従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

- (2) 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限5,000個（普通株式500,000株）
- (3) 新株予約権の払込金額
本新株予約権につき金銭の払込みを要しない。

2. 資本準備金の額の減少について

当社は、2018年5月18日開催の取締役会において、2018年6月27日開催予定の当社第39期定時株主総会に、下記のとおり資本準備金の額の減少についての議案を付議することを決議いたしました。

- (1) 資本準備金の額の減少の目的

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行い、その他資本剰余金に振り替えることによって剰余金配当可能額の充実を図ると共に今後の資本政策に備えるためであります。

- (2) 資本準備金の額の減少の要領

2018年3月31日現在の当社資本準備金3,267,902,542円のうち、2,300,000,000円を減少させ、その同額をその他資本剰余金に振り替える予定です。

- (3) 資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|--------------|------------------|
| ①取締役会決議日 | : 2018年5月18日 |
| ②定時株主総会決議日 | : 2018年6月27日（予定） |
| ③債権者異議申述公告 | : 2018年6月28日（予定） |
| ④債権者異議申述最終期日 | : 2018年7月30日（予定） |
| ⑤効力発生日 | : 2018年8月1日（予定） |

- (4) 今後の見通し

本件は、純資産の部の勘定科目間の振替処理であり、本件による当社の純資産の変動はなく、業績に与える影響もありません。

独立監査人の監査報告書

2018年5月28日

株式会社極楽湯ホールディングス
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員 公認会計士 原 伸之[Ⓔ]
業務執行社員

指定社員 公認会計士 谷田 修一[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社極楽湯ホールディングスの2017年4月1日から2018年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に、資本準備金の額の減少に関する事項が記載されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 膾本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役より受けた監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等をふまえ、その内容について検討を加えました。当社グループの子会社については、以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月28日

株式会社極楽湯ホールディングス 監査役会

常勤監査役 山田 貞一 ㊞

監査役 高倉 隆 ㊞

監査役 小林 明夫 ㊞

(注) 監査役2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の機動的な資本政策に備えると共に、将来の環境変化等に対する財務戦略上の柔軟性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金3,267,902,542 円のうち、2,300,000,000 円。

(2) 資本準備金の額の減少の効力を生ずる日

2018年8月1日（予定）

第2号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社を取り巻く経営環境や業績見通し等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき6円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は103,738,950円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2018年6月28日

第3号議案 取締役7名選任の件

現取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役7名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	にい かわ たか とも 新川 隆 文 (1959年4月9日生)	1983年4月 株式会社北陸銀行入行 1990年4月 日興証券株式会社（現SMB C日興証券株式会社）入社 2003年8月 伊藤忠商事株式会社入社 2005年4月 当社 特別顧問 2005年6月 同 代表取締役社長 2007年3月 同 代表取締役社長兼営業本部長 2007年7月 同 代表取締役社長 2017年1月 同 代表取締役社長CEO 2017年6月 同 代表取締役社長グループCEO（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社極楽湯 取締役 極楽湯中国控股有限公司 董事長 極楽湯（上海）沐浴股份有限公司 董事長 極楽湯（上海）沐浴管理有限公司 董事長 極楽湯（武漢）沐浴有限公司 董事長	761,633株
2	はね づか きよし 羽 塚 聡 (1967年1月17日生)	1999年8月 当社 入社 2005年10月 同 営業推進部長兼開店準備室長 2007年5月 同 執行役員営業推進部長兼開店準備室長 2008年6月 同 取締役 2008年7月 同 取締役執行役員総合企画本部長兼総合企画部長兼新店準備室長 2010年2月 同 取締役執行役員（総合企画部門統括）総合企画部長 2011年4月 同 取締役執行役員（国内事業部門統括） 2013年4月 同 取締役執行役員（総合企画部門統括）総合企画部長 2015年4月 同 取締役執行役員（総合企画部門統括） 2016年4月 同 取締役執行役員（総合企画部門統括）店舗開発部長 2016年6月 同 取締役常務執行役員（総合企画部門統括）店舗開発部長 2017年1月 同 取締役常務執行役員 新業態・営業企画担当（CQ0） 2017年6月 同 取締役常務執行役員CBO 新業態・営業企画担当（現任）	90,218株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
3	オサギ キ マサモリ 鈴木 正 守 (1975年11月10日生)	2000年8月 株式会社メディアシーク 入社 2003年11月 当社 入社 2007年1月 株式会社エフディール 代表取締役 2009年7月 株式会社ドン・キホーテ 入社 2010年7月 当社 入社 2015年4月 同 執行役員管理部長 2016年6月 同 取締役執行役員管理部長 2017年1月 同 取締役執行役員CFO 経営企画担当 (現任)	8,688株
4	ジヤン ホウワン 姜 豊 年 (1957年10月7日生)	1992年6月 趨勢科技 (TREND MICRO) 総経理 1996年6月 華淵信息网 執行役 1998年6月 新浪网 (Sina) 董事長 2005年1月 璞石資本集団 (Purestone Capital Group) 董事長(現任) 2005年1月 ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション 董事長(現任) 2013年1月 TRK Holding Co.,Ltd. 独立董事(現任) 2014年6月 極楽湯中国控股有限公司 Director(現任) 2015年10月 極楽湯(上海)沐浴股份有限公司 名誉董事長(現任) 2016年1月 佳格食品股份有限公司 (Standard Food) 独立董事 (現任) 2017年1月 全達国際股份有限公司(Quanda International) 董事(現任) 2017年6月 当社 取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 璞石資本集団 (Purestone Capital Group) 董事長 ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション 董事長 極楽湯中国控股有限公司 Director 極楽湯(上海)沐浴股份有限公司 名誉董事長	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	<p style="text-align: center;">※新任候補者</p> <p style="text-align: center;">す ぞん るう 蘇 聰 儒</p> <p>(1969年8月25日生)</p>	<p>1998年7月 協合国際法律事務所 (LCS & Partners) 創設</p> <p>2005年1月 璞石資本集団 (Purestone Capital Group) 副董事長兼CEO (現任)</p> <p>2010年12月 Harvest Strategic Union, Ltd 董事 (現任)</p> <p>2017年8月 太騰線上科技有限公司 董事 (現任)</p> <p>2017年9月 康樂生技股份有限公司 董事 (現任)</p> <p>2017年12月 大宇資訊股份有限公司 董事 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>上海蝶億時尚集団 (Butterfly Integrated Communications Group) 董事長</p> <p>蝶億時尚股份有限公司 董事長</p> <p>極樂湯中国控股有限公司 Director</p> <p>得芸文創国際股份有限公司 董事長</p> <p>極樂湯 (上海) 沐浴股份有限公司 副董事長</p>	0株
6	<p style="text-align: center;">つの がえ たか し 角 替 隆 志</p> <p>(1955年4月18日生)</p>	<p>1985年10月 アスカコンサルティング株式会社 取締役</p> <p>1991年10月 角替隆志税理士事務所設立</p> <p>2002年7月 麴町税理士法人設立 代表社員 (現任)</p> <p>2005年6月 当社 取締役 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>麴町税理士法人 代表社員</p>	85,278株
7	<p style="text-align: center;">あか ち ふみ お 赤 地 文 夫</p> <p>(1953年4月1日生)</p>	<p>1972年8月 三国コカ・コーラボトリング株式会社 入社</p> <p>2001年1月 同 営業本部埼玉東支社開発部長</p> <p>2003年11月 同 執行役員営業本部長兼F&L営業部長</p> <p>2004年3月 同 取締役常務執行役員営業本部長</p> <p>2006年1月 同 取締役常務執行役員業務本部長</p> <p>2007年1月 同 取締役常務執行役員業務本部長 兼三国ロジスティクスオペレーション株式会社代表取締役社長</p> <p>2009年1月 同 取締役常務執行役員営業本部長兼東支社長</p> <p>2009年3月 同 取締役専務執行役員営業本部長兼東支社長</p> <p>2010年1月 同 取締役専務執行役員営業本部長</p> <p>2012年1月 同 取締役専務執行役員経営戦略本部長</p> <p>2012年10月 同 取締役副社長執行役員経営戦略本部長</p> <p>2013年7月 同 取締役副社長</p> <p>2013年7月 コカ・コーライーストジャパン株式会社 取締役</p> <p>2014年1月 同 取締役常務執行役員営業本部広域法人営業統括部長</p> <p>2016年4月 同 顧問</p> <p>2016年6月 当社 取締役 (現任)</p> <p>2018年5月 株式会社ハイデイ日高 社外取締役 (現任)</p>	535株

- (注) 1 各取締役候補者と当社との間には、新川隆丈氏との金銭貸借関係を除き、特別な利害関係はありません。
- 2 角替隆志氏は社外取締役候補者であり、当社の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって13年間です。
- 3 角替隆志氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士として財務及び会計に精通し、高い識見と幅広い経験を有することから当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものです。
- 4 赤地文夫氏は社外取締役候補者であり、当社の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年間です。
- 5 赤地文夫氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と、幅広い識見を当社経営に活かしていただくため、当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものです。
- 6 角替隆志氏及び赤地文夫氏は、現在、当社との間で、当社定款第31条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。本総会において取締役として再任された場合には、改めて当社との間で同様の契約を締結する予定であります。
- 7 所有する当社株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株式数を含んでおります。
- 8 姜豊年氏が董事長であるハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーションが所有する当社株式数は3,320,000株となります。

第4号議案 取締役、監査役、執行役員、子会社取締役及び子会社従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、執行役員、子会社取締役及び子会社従業員に対して、ストック・オプションとして発行する下記の新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案の新株予約権は、当社取締役、監査役、執行役員、子会社取締役及び子会社従業員の員数及び職位を基準として割当てられるものであり、またその額が一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されることから相当であると存じます。

また、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象となる当社取締役は7名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）となります。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
 当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること、また、適正な監査に対する意識を高めること等を目的として、当社取締役、監査役、執行役員、子会社取締役及び子会社従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。
2. 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限
 5,000個
 なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式500,000株を上限とし、下記4(1)により本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じて得た数を上限とする。
3. 新株予約権の払込金額
 本新株予約権につき金銭の払込を要しない。
4. 新株予約権の内容
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、付与株式数は、100株とする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、当該調整の時点で権利行使していない各新株予約権の目的たる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）についてのみ行われ、調整により生じる1株の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その価額が新株予約権の割当日の終値を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(3) 新株予約権の行使期間

2020年7月1日から2024年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間とする。

(4) 新株予約権行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役、監査役、執行役員、子会社取締役及び子会社従業員の地位を失った後も、これを行使することができる。

但し、新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができない。

- i) 取締役、監査役、執行役員もしくは子会社取締役を解任され、又は正当な理由なく辞任した場合
 - ii) 子会社従業員を解雇された場合
 - iii) 取締役、監査役、執行役員、子会社取締役又は子会社従業員が、当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合
 - iv) 取締役、監査役、子会社取締役の在任期間が1年に満たず、又は割当日から6か月に満たない場合
 - v) 退職した子会社従業員（管理職を除く）の在籍期間が3年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合
 - vi) 退職した執行役員、子会社従業員（管理職）の在籍期間が1年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合
- ② 新株予約権の相続による承継は、新株予約権者が被相続人となる相続においてのみ、これを認める。当該相続後の相続における相続人は、新株予約権を承継することができない。
- ③ 割当日から権利行使時に至るまでの間、新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

- ④ その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の取得事由
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要の場合は、取締役会の承認がなされた場合）、当社は、当社取締役会において別途定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が前記(4)の新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権に関するその他の事項
新株予約権に関するその他の事項は、当社取締役会決議により決定する。

以 上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図



- 会場 東京都千代田区隼町1番1号
グランドアーク半蔵門 3階 光の間
電話 (03)3288-0111
- 最寄駅 東京メトロ 半蔵門線 半蔵門駅 1番出口より徒歩2分
東京メトロ 有楽町線 麹町駅 1番出口より徒歩7分